様式第7号（第7条関係）

|  |
| --- |
| 丸亀市公共基準点復旧承認（不承認）書　　　　　　様　　　　年　　月　　日に申請のありました公共基準点の復旧について、丸亀市公共基準点管理保全要綱第７条第２項の規定により、次のとおり承認（不承認）となりましたので通知します。 |
| ・承認事項 |
| 復旧内容 |  |
| 復旧場所 | 丸亀市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地先 |
| 復旧する公共基準点 |  |
| 復旧完了期限 | 　　　　年　　月　　日とする |
| ・不承認の理由 |  |
| 承認条件１　測量標設置は、丸亀市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。２　支給材が必要な場合は、市へ連絡してください。３　測量標設置工事完了後は、速やかに丸亀市公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市のしゅん工検査を受けてください。４　しゅん工検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。５　承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て市と協議してください。承認番号　　　　　号　　年　　月　　日丸亀市長　　　　　　　　 |
| 担当連絡先 | 丸亀市℡　　　（　　　）　　　　 |